

岐阜県燃料電池自動車導入事業費補助金交付要綱第5条及び第6条第3項で知事が別に定める事項については以下のとおりとする。

補助対象事業（第5条関係）は、初めて道路運送車両法第4条の規定により自動車登録ファイルに登録を受ける燃料電池自動車（以下「FCV」という）を導入する事業とする。

補助対象経費は、一般社団法人次世代自動車振興センターが定める令和4年度クリーンエネルギー自動車導入促進補助金交付規程 別表1のうち、A：車両本体価格(税抜)からE：基礎額を差し引いた額とする。

補助金の額（第5条関係）は、276（千円）とする。

補助金交付申請書の提出期限（第6条第3項関係）は、補助対象事業の完了日の属する年度の2月28日までとする。